

名古屋議定書に関して

特集によせて

井上 歩

名古屋議定書(図1)が、2014年10月12日に発効した。



図1. 名古屋議定書：CBD事務局発行の冊子（左）とJBA日本語訳（右）

この名古屋議定書は、生物多様性条約（CBD）の下での「遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-sharing: ABS）」に関する国際的な枠組みを定めるものである。現在、日本でも批准に向けた検討が行われているが、「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」などの定義が明確でないなど、いくつかの問題点があり、遺伝資源を対象とする研究開発が幅広く影響を受ける恐れがある。このため、2015年2月には、日本生物工学会¹⁾と日本農芸化学会²⁾が連名で、慎重な対応を求める要請書を関係各大臣宛に提出した。

そこで、今回は、会員の皆さんが、名古屋議定書やその根底にあるABSについて、さらに理解を深めることができるよう、本特集を組むこととした。

本特集は、次の4部構成となっている。

1. 「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」の基本と名古屋議定書の特徴
2. 名古屋議定書の下での利用国遵守措置—EU規則No 511/2014の概要—

3. 有体物管理センターの活動—大学における遺伝資源の授受管理—
4. JBAのABS啓発活動

このうち前半の2つでは、ABSの基本、名古屋議定書、欧州連合（EU）での名古屋議定書への取組みなどを紹介することとし、これらは筆者が執筆を担当した。

より具体的には、1題目では、ABSの基本、名古屋議定書の交渉経緯、概要、問題点、日本が批准した場合の影響などを概観している。

また、2題目では、世界に先駆けて、名古屋議定書の下での利用国遵守措置を制定したEUの状況について、措置の概要、問題点、EU域内の遺伝資源利用者の受け止めなどを紹介している。

次に後半の2つでは、ABSに関する研究者支援という観点から、九州大学有体物管理センターとバイオインダストリー協会（JBA）の取組みを紹介することとした。

3題目の九州大学有体物管理センターの取組みについては、同センターの深見克哉教授に執筆をお願いし、Webを用いた研究材料授受の一元管理システムとそれに基づく法令遵守体制、またそれらについての具体的な事例を紹介いただく内容となっている。

また、4題目のJBAの取組みについては、同協会の野崎恵子主任に執筆をお願いし、実際に遺伝資源にアクセスする際に直面する難しさとそれに対する長年にわたるJBAの支援活動を紹介してもらった。

なお、名古屋議定書に関連し、ABSの具体的な進め方³⁾や日本が名古屋議定書を批准した場合に研究開発へ及ぶ影響⁴⁾については、それぞれ別途拙稿があるので、それらも参照していただきたい。

文 献

- 1) 日本生物工学会：http://www.sbj.or.jp/news/news_20150522-1.html
- 2) 日本農芸化学会：http://www.jsbba.or.jp/info/news/nagoya_protocol.html
- 3) 井上 歩：日本乳酸菌学会誌，26，22 (2015)。
- 4) 井上 歩：化学と生物，53，633 (2015)。